

東京都福祉のまちづくり推進計画改定の基本的考え方（意見具申の概要）

《推進計画の目標》

誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会

＜計画を進める上でのポイント＞

- 1 目指す社会像の共有
- 2 障害者等の当事者参加と意見の反映
- 3 都民、事業者、行政等の一体的推進

《バリアフリーをめぐる現状》

- 都の高齢者人口（65歳以上）は、約301万人、高齢化率は22.7%
- 今後も高齢者人口は増加、生産年齢人口や年少人口は長期的には減少
- 身体障害者手帳交付者数はほぼ横ばい、愛の手帳、精神保健福祉手帳交付者数は増加
- 訪都外国人旅行者数は平成28年には1,300万人超で、平成25年から倍増

＜国の動向＞

- 平成28年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
- 平成29年「ユニバーサルデザイン2020行動計画」策定
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の見直し

《現行計画の主な実施状況》

- 公共交通、建築物、道路等のバリアフリー化
⇒ 鉄道駅のエレベーター整備率92.8%、路線バスのノンステップ化
- 福祉のまちづくり条例に基づく届出
⇒ 届出件数：平成26～29年合計4,951件
- ヘルプマークの推進
⇒ 配布部数：約21万9千個（平成29年度末までの累計）

《都民の意識調査結果》

- 「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っている人は約3割
- ハード面のバリアフリーは「進んでいる」と「進んでいない」が拮抗
- バリアを感じる箇所は、「道路」が7割、「公共交通施設」が6割超
- 心のバリアフリーに効果的な取組は学校でのユニバーサルデザイン教育
- 重点的に取り組む必要があるものは、道路や公共交通の整備

《今後の主な課題と方向性》

1 誰もが円滑に移動できるよう道路や交通機関等のバリアフリーの更なる推進

- ・ 鉄道駅での複数ルートや乗換ルート、ホームドアの整備
- ・ 障害者団体等の参加を得た道路のバリアフリー化
- ・ 複数事業者が関係するターミナル駅等の案内サインの整備

2 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備

- ・ 競技場等の客席、宿泊施設のバリアフリー化等
- ・ 高齢者や障害者など当事者参加の施設整備の推進
- ・ 施設整備・サービス提供に当たり、ハード・ソフト両面からの検討

3 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

- ・ 障害者や外国人等の社会参加のための情報保障や情報提供
- ・ 施設やサービスに係るバリアフリー情報の充実や発信の取組

4 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

- ・ わかりやすい情報提供や要配慮者の把握、福祉避難所の確保等

5 都民の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

- ・ オリパラ教育の推進、オリンピック憲章の理解促進
- ・ 障害者差別解消条例（仮称）に基づく合理的配慮の提供
- ・ 区市町村や民間事業者と連携した心のバリアフリーの推進
- ・ 施設・設備の適正利用に向けた普及啓発